

◎粗雑業務が判明した下記業者について、1ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札における参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：日本工営株式会社  
業者の住所：東京都千代田区麴町5-4
2. 指名停止措置期間：令和5年12月8日 ～ 令和6年1月7日  
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、日本工営株式会社が履行した北九州国道事務所発注の「令和4年度北九州国道管内渋滞対策検討業務」において、当該業者の社員が、取得データに基づく正しい計算値を使用せず、交差点に渋滞状況が発生していない結果となるよう意図的に計算値を操作した成果品を作成したにもかかわらず、過失によりその誤りを修正することなく、成果品を納品したものである。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる日本工営株式会社が履行した、北九州国道事務所発注の「令和4年度北九州国道管内渋滞対策検討業務」において、過失により粗雑業務を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第2号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第1>

措置要件	期間
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331

総務部契約課長 小柳 康孝（内線 2511）  
（契約課直通：Tel 092-476-3509）

企画部技術管理課長 藤原 史武（内線 3311）  
（技術管理課直通：Tel 092-476-3546）

港湾空港関係  
総務部契約管理官 坂本 起朗（内線 290）  
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）